

お客様各位

公益社団法人小樽市シルバー人材センター
理事長 長川 修 三

シルバー人材センターの契約関係の見直しについて(通知)

平素より、当センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、令和5年5月12日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」、いわゆる「フリーランス法」が公布され、令和6年11月1日に施行されました。この法律の趣旨を踏まえ、**シルバー人材センター(以下「センター」という。)**の**会員に業務を委託する契約について、令和8年4月1日から下記図2のとおり契約方法の見直しを行います。**

センターを通じて会員が就業機会の提供を受ける現行の契約方法では、お客様と会員との間に直接関係が生じる構造となっていないことから、フリーランスに位置づけられる会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、**厚生労働省からも、センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されました。**

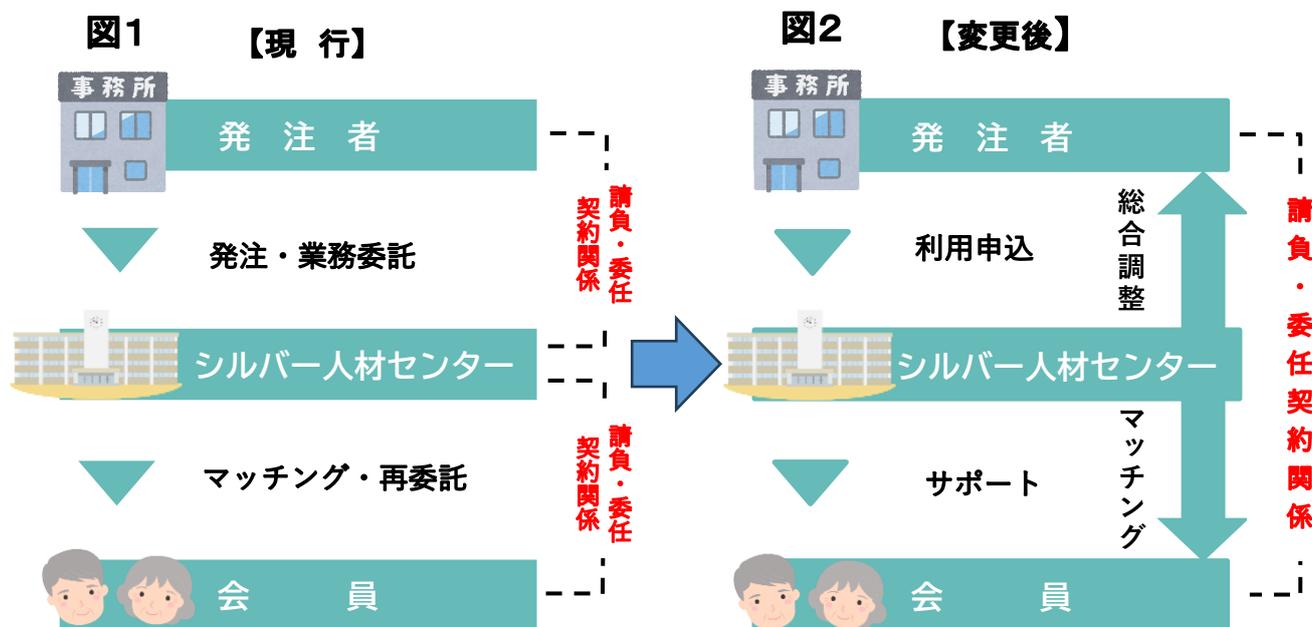
つきましては、センターをご利用されるお客様におかれましては、契約方法の変更についてご理解いただきますようお願いいたします。

なお、変更後の発注依頼から業務終了の流れについては下記のとおりですが、お客様におかれましては、**センターホームページに掲載の「シルバー人材センター利用規約」及び「会員業務就業規約」に同意いただいた上で、発注していただけたら、その他お客様の手続きにおいて変更点はございません。**

契約方法見直し後においても、センターは、これまでと変わらないサービスを提供させていただきますので、お客様におかれましては、引き続き安心してセンターをご利用いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

記

◆見直しのイメージ



- フリーランス法とは、個人が事業者(いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当)として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、フリーランスに業務を委託する事業者(発注者)に対して、業務の内容、報酬の額等の明示が義務付けられています。
- 会員業務仕様書については、センターがお客様に代わって会員に交付しますので、ご安心ください。

※裏面もご覧ください。

◆ 業務依頼から業務終了までの流れ

項目	変更点
発注の準備	現行と変更はありません。 センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。
(新)センター利用契約の締結	手続きは現行と変更はありませんが、 請書は受任書に変わります。 センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となるため、 ホームページに掲載 のシルバー人材センター利用規約及び会員業務就業規約に同意いただいた上で、シルバー人材センター利用契約 (若しくは受任書) を締結することになります。
(新)会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立	新たな内容となりますが、センターで対応しますので、お客様の作業は発生しません。フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様に基づき、「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。 会員が会員業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。
(新)業務委託料の請求	新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。 変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となります。 センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。

◆ 委託料の一部について消費税の課税関係が変わります

センターが発注者からいただく料金は、「会員業務委託料(会員が手にする報酬)」と「センター業務委託料(事務費)」の2つで構成されています。このうち、「会員業務委託料」については、新たな契約方法では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。

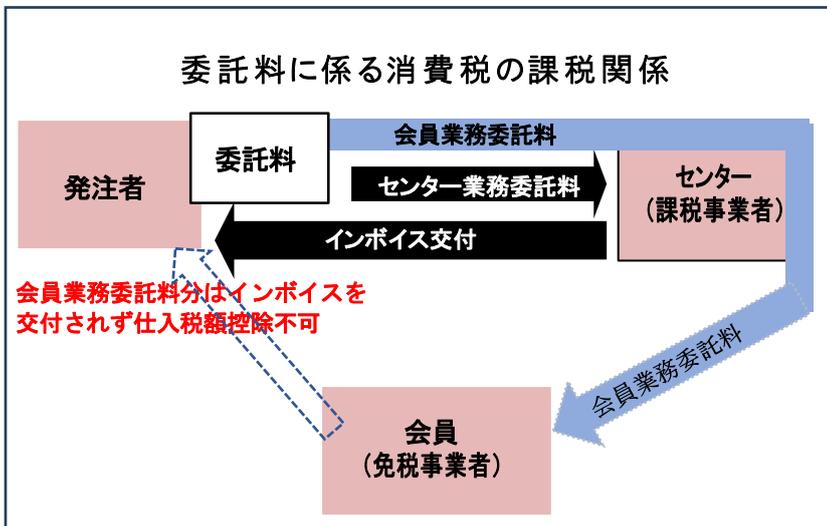
そのため、センターは、「センター業務委託料」の分については消費税に係る適格請求書(インボイス)を交付しますが、「会員業務委託料」の分については交付することができません。この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。

センターが発行する請求書には、次のとおり委託料の内訳を記載しています。

- | |
|---------------------|
| ① 適格請求書分……センター業務委託料 |
| ② 非適格請求書分……会員業務委託料 |

※簡易課税制度を選択している事業者:消費税額計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取扱

※それ以外の事業者:会員業務委託料に係る消費税については仕入税額控除不可となります。



この件についてご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。

〒047-0013

小樽市奥沢5丁目3番1号

公益社団法人小樽市シルバー人材センター

電話:0134-33-9850

FAX:0134-33-9854

E-mail: o-silver@otaru-sc.jp